

兵庫県の消費者行政の取組について

1 推進体制

知事を本部長とする全庁的な推進体制として「兵庫県消費者行政推進本部」を設置するとともに、「生活消費局」を設置し、消費生活相談と衛生研究を一体化した「健康生活科学研究所」や各地の生活科学センター等との連携により、契約トラブルから食に関する科学的分析まで、消費者の多様な相談体制に応じる体制を強化。

兵庫県消費者行政推進本部の設置（平成 21 年 4 月 1 日設置）

全庁的な推進体制（消費者行政の推進に係る施策の企画・総合調整等）

本部長：知事 副本部長：副知事

事務局長：理事（男女家庭・少子対策・消費者行政担当）

本部員：政策会議メンバー〔事務局主管課：消費生活課〕

生活消費局の設置（平成 21 年 4 月 1 日設置）

食品表示偽装など消費者の安全安心を脅かす事案が相次いでいることから、消費者行政の総合調整と食の安全安心の確保に一体的に取り組む体制

消費生活課（消費者行政の総合調整、消費生活相談等）

生活衛生課（食の安全安心の総合調整、食品の衛生管理等）

健康生活科学研究所の設置（平成 21 年 4 月 1 日設置）

消費生活や食品に関する相談から、試験分析・調査研究の実施と情報発信、事業者指導に至るまで、県民の暮らしの安全安心に関わる諸課題に一元的に対応

生活科学総合センター（消費生活相談、原因究明テスト、情報提供、各種研修）

健康科学研究センター（残留農薬・食品・医薬品等試験分析、調査研究）

【参考】兵庫県の消費者行政の体制

本 庁 消費生活課 生活衛生課

地方機関 生活科学総合センター 1、生活科学センター 6

健康科学研究センター 1、健康福祉事務所（保健所）13

食肉衛生検査センター 1（検査所 3）、動物愛護センター 1（支所 3）

（経緯）

兵庫県では、昭和 38 年に「生活の科学化」を提唱し、昭和 40 年 11 月、全国初の消費生活センターとして「神戸生活科学センター」を設置

生活の科学化・健康にして文化的な生活を目指し、与えられた条件のもと、いかに生活を楽しく、健全なものにするか。それが、生活の科学化であり、社会的、経済的環境の近代化に適応しつつ、バランスのとれた生活態度を維持すること。

本庁：消費生活課（昭和 39 年 4 月設立）

消費生活センター

生活科学総合センター（平成 20 年 4 月設立）

（神戸生活科学センター（昭和 40 年 11 月設立）と生活科学研究所（昭和 53 年 4 月設立）を統合）

東播磨生活科学センター（昭和 54 年 2 月設立） 姫路生活科学センター（昭和 40 年 12 月設立）

西播磨生活科学センター（昭和 50 年 11 月設立） 但馬生活科学センター（昭和 43 年 4 月設立）

丹波生活科学センター（昭和 45 年 5 月設立） 淡路生活科学センター（昭和 47 年 11 月設立）

2 基本方針

県民の安心できるくらしの実現に向けて、「消費者」、「事業者」、「行政」がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し、理解を深めることにより、信頼関係を確立することが求められている。このため、消費者行政の先進県としてのこれまでの取組みを踏まえつつ、今後、さらなる信頼関係の確立をめざし、震災復興から生まれた公民協働の新しい社会システムを基本とした、三者の連携強化による消費者行政の総合的推進を図る。

目指すべき社会【目標】

「消費者」、「事業者」、「行政」が、それぞれ必要な力を身に付け、その役割・責任を果たす。その上に、三者の信頼に基づく協働のネットワークを構築し、安全で安心して暮らせる社会を実現する。

消費者の役割・責任 = 消費者力の習得・向上

- ・消費者力（＝暮らしの自立に向けて、基本的な消費生活の知識等を持ち、自分で理解・選択・行動できる力）の習得・向上に努め、自ら消費者被害の防止を図る。
- ・社会的責任を果たす事業者の自主的な取組を評価し、事業の持続的発展を支援する。

事業者の役割・責任 = 自主統制力の確立・向上

- ・社会の一員として、自主的な行動基準等（コンプライアンス経営、説明責任、リスクマネジメント等）に基づき、事件・事故等の防止や万一発生した場合の適切な対応（クライシスコミュニケーション）に努め、社会的信頼の確保による事業の持続的発展を図る。

三者の信頼と協働
の仕組みの構築

行政の役割・責任 = 相談・危機管理能力の充実強化

- ・県民からの消費生活相談に迅速・的確に対応し、併せて、消費者被害の防止と必要な事業者指導に努める。
- ・消費生活相談情報を政策や消費者学習等にフィードバックする。
- ・消費者への安心情報や危機回避情報等を適時適切に発信する。

3 具体的な県の施策展開

(1) 自立した消費生活の確立

消費者への学習機会の充実 団体、グループ等との連携強化
次世代への消費者教育の充実 等

(2) 事業者主体による信頼の確立

事業者自主行動基準の導入促進 県版 HACCP 認定の取得促進
食品トレーサビリティシステムの導入促進 事業者団体等との連携強化 等

(3) 相談体制の整備と正確な情報の発信、迅速な危機への対応

全市町における消費生活センターの設置促進（相談員養成等）
監視体制の強化と迅速な対応 正確な情報発信 等

兵庫県消費者行政推進本部設置要綱

(設置)

第1条 消費者行政の推進に係る施策について、関係部局間の連絡調整を図り、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、兵庫県消費者行政推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者行政の推進に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 消費者行政の施策の推進に関すること。
- (3) その他消費者行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は本部を総括し、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 4 本部会議に必要なときは、関係者の出席を求めるものとする。

(事務局)

第5条 本部に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局長代理及び事務局次長を置く。
- 3 事務局に、消費生活課その他の別表第2に掲げる課等を置く。
- 4 第2項に規定する事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、別表第3に掲げる職にある者をもって充て、前項に掲げる組織に置く職については、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40条）等に掲げる同組織に置かれている職にある者をもって充てる。
- 5 事務局は、行政組織規則等に定める事務のうち、消費者行政の推進に係る事務を所掌する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、健康福祉部生活消費局消費生活課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

兵庫県消費者行政推進本部

別表第1（第3条関係）

| | |
|------|--|
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| 本部員 | 防災監 会計管理者 理事 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 企画県民部長 健康福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境担当部長 県土整備部長 まちづくり担当部長 神戸県民局長 阪神南県民局長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民局長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 東京事務所長 人事委員長 警察本部長 |

別表第3（第5条関係）

| | |
|--------|--|
| 事務局長 | 理事（男女家庭・少子対策・消費者行政担当） |
| 事務局長代理 | 健康福祉部長 健康福祉部医監 |
| 事務局次長 | 生活消費局長（総括） 知事室長 管理局長 防災企画局長 健康局長 産業振興局長 観光・国際局長 農政企画局長 まちづくり局長 住宅建築局長 県民局副局長 病院局長 教育次長 警察本部生活安全部長 |

別表第2（第5条関係）

| | |
|-------|---|
| 事務局各課 | 消費生活課 生活衛生課 |
| | 広聴室 文書課 防災計画室 健康増進課 薬務課 経営商業課 観光振興室 消費流通課 都市政策課 住宅政策課 健康生活科学研究所 県民局県民室 （病院局） 企画課 （教育委員会事務局） 総務課 （警察本部） 生活経済課 |